

## 地方交付税の確保及び地方税財源の充実強化を求める意見書

本県を始めとする、財政力が弱く地方交付税への依存度が高い地方自治体ほど、徹底した行財政改革に取り組んでいるものの、三位一体の改革による5.1兆円もの地方交付税等の大幅な削減により、財政力の弱い地方は、極めて厳しい財政運営を強いられている。

また、都市部の税収の大幅な伸びを背景にする、地方交付税の総額の削減が継続しているため、税収に乏しく財政力が弱い地方においては財政危機が一層深刻化してきている。

地方においては、人口減少や少子高齢化、産業・雇用などの数々の地域課題への対応が求められているが、今後も地方交付税総額の削減が続けば、課題対応の困難はもとより、財政力の脆弱な自治体及び地域経済が崩壊しかねない。

よって、国においては、地方交付税の確保及び地方税財源の充実強化を図るため、次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 地方交付税について、地方自治体間の財政面での格差を是正する本来の役割である財源調整・財源保障機能を堅持し、地方財政計画に地方の財政需要を適切に反映した上で必要な総額を確保すること。
- 2 国と地方の最終支出と租税収入の比率において生じている乖離を縮小し、国と地方の税源配分をまずは5：5とし、地方税源の充実強化を図ること。  
なお、税源配分に当たっては、都市と地方との財政面での格差が拡大している実情等に鑑み、地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築し、地方公共団体の自主的な財政運営を可能とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	福 田 康 夫 様
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策担当)	大 田 弘 子 様
総 務 大 臣	増 田 寛 也 様
財 務 大 臣	額 賀 福 志 郎 様